

(仮称) 地域共生ステーション整備 誰もが集い、にぎわう場へ

地域共生社会推進室/Tel.674-7162

令和10年度中開設を目指し 基本計画を策定

令和10年度中の運営開始に向け、整備を予定している「(仮称) 地域共生ステーション」の元となる計画がまとまりました。川添公園北側に、公園と一体的に利用できる広場とさまざまな機能を備えた建物を整備し、誰もが利用できる地域共生の拠点としていきます。

施設図 (川添1丁目、約23,000㎡)



導入施設

- 屋内**
- 生活利便施設
⇒カフェ・ベーカリーなど
 - みんなの居場所
⇒利用者が交流・休憩できる
バリアフリー空間
 - ギャラリー・ショップ
⇒障がい者アートなどを展示、販売
 - 各種スタジオ、貸室
⇒スポーツ、料理、木工体験など
XR※機器を導入した貸室
- 屋外**
- インクルーシブ広場
⇒インクルーシブイベントの開催、
インクルーシブ遊具も設置
 - 屋根付きテラス、大屋根広場
 - バスのロータリー、散策路など
- ※XR (クロスリアリティ) とは、VRやARなど
現実と仮想空間を融合させる先端技術の総称

整備スケジュール

- ・令和6年度～ 事業者選定
- ・令和7年度～ 設計・工事
- ・令和10年度～ 運営開始

上図はイメージです。今後の設計により変更があります。



楽しみ・魅力・にぎわい

- ・日常生活で繰り返し人がやってくる
- ・誰もが自然と足を運びたくなる

多世代交流・生涯活躍・次世代育成

- ・生きがいボランティアで社会とつながる
- ・将来を生きる子どもをみんなで育て見守る
- ・ICT活用で交流機会とつながりを創造

異なる個性や価値観を尊重できる インクルーシブな地域社会へ



多様な主体の活躍

- ・障がいの有無などに関わらず、誰もが働ける、活躍できる機会がある
- ・就労、アート、パラスポーツなどICT活用で活躍の機会・場所を創出

市民、地域に愛される地域共生の拠点

- ・みんなが使えるインクルーシブ空間
- ・コーディネート組織を中心に、市民企画イベント開催
- ・困りごと、悩みを気軽に相談。みんなで解決

「多様性」×「つながり」×「ICT活用」で、
今までの社会常識を超え、新しい価値を見いだす

地域共生社会という、新しい社会の形をみんなで考え創造する場所

令和6年度当初予算

財務管理室/TEL674-7352

一般会計は1,404億1,099万円

令和6年第1回市議会定例会で、令和6年度当初予算が可決されました。

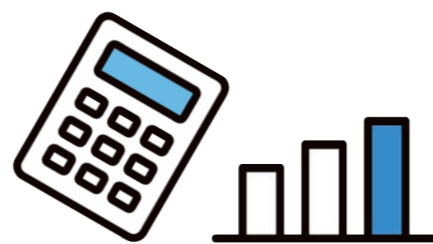
一般会計は1,404億1,099万円で前年度6月補正後予算より2.5%増加しました。

特別会計や企業会計を合わせた総額は、2,516億9,617万円で前年度6月補正後予算より1.5%の増加となっています。

※表示単位未満は四捨五入
 ※下表および円グラフのグラフ内の増減率は令和5年度6月補正後予算と比較した数値。△はマイナス
 ※昨年は市長選挙の年で、前年度当初予算は骨格予算であったため、6月補正後予算と比較

令和6年度当初予算

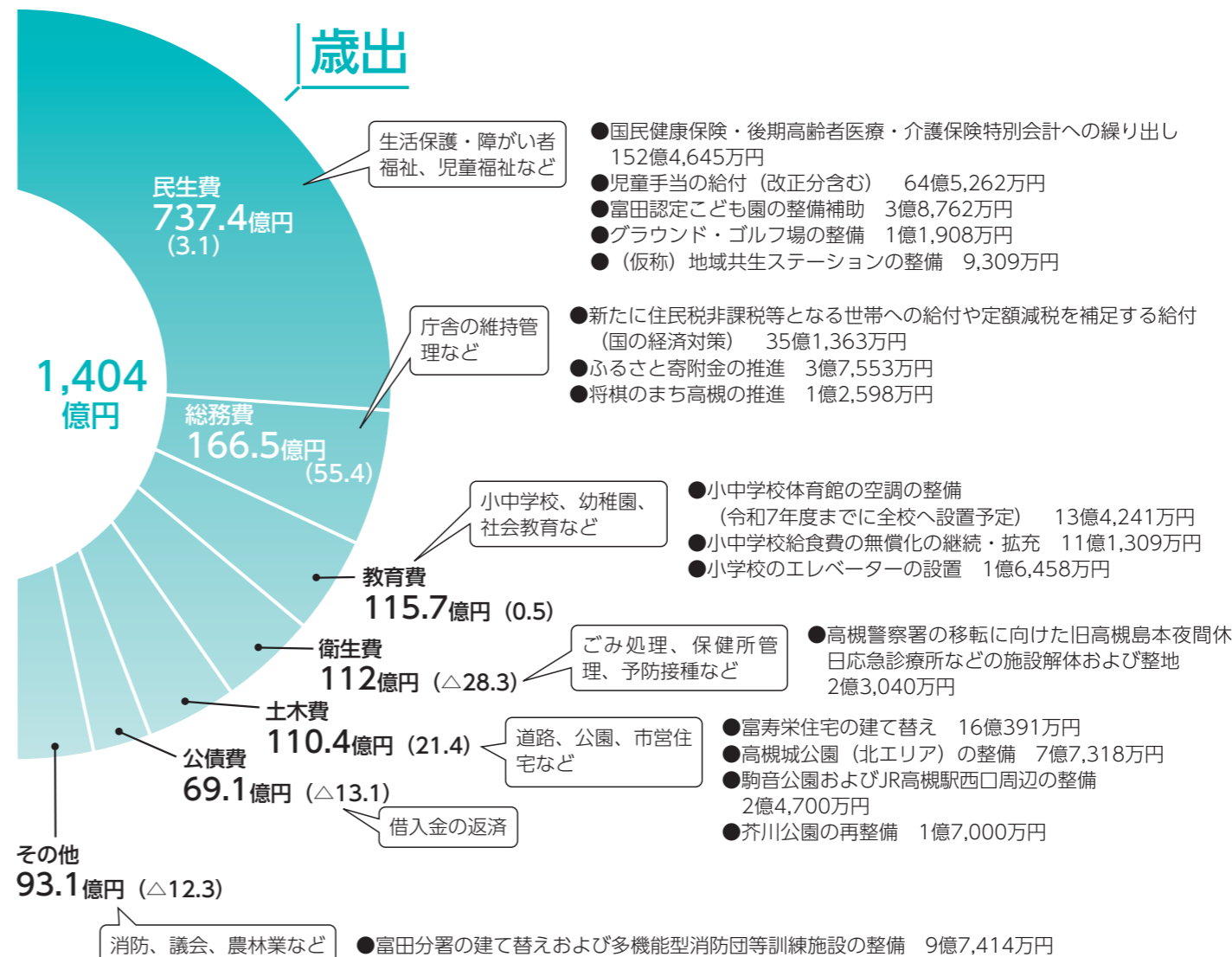
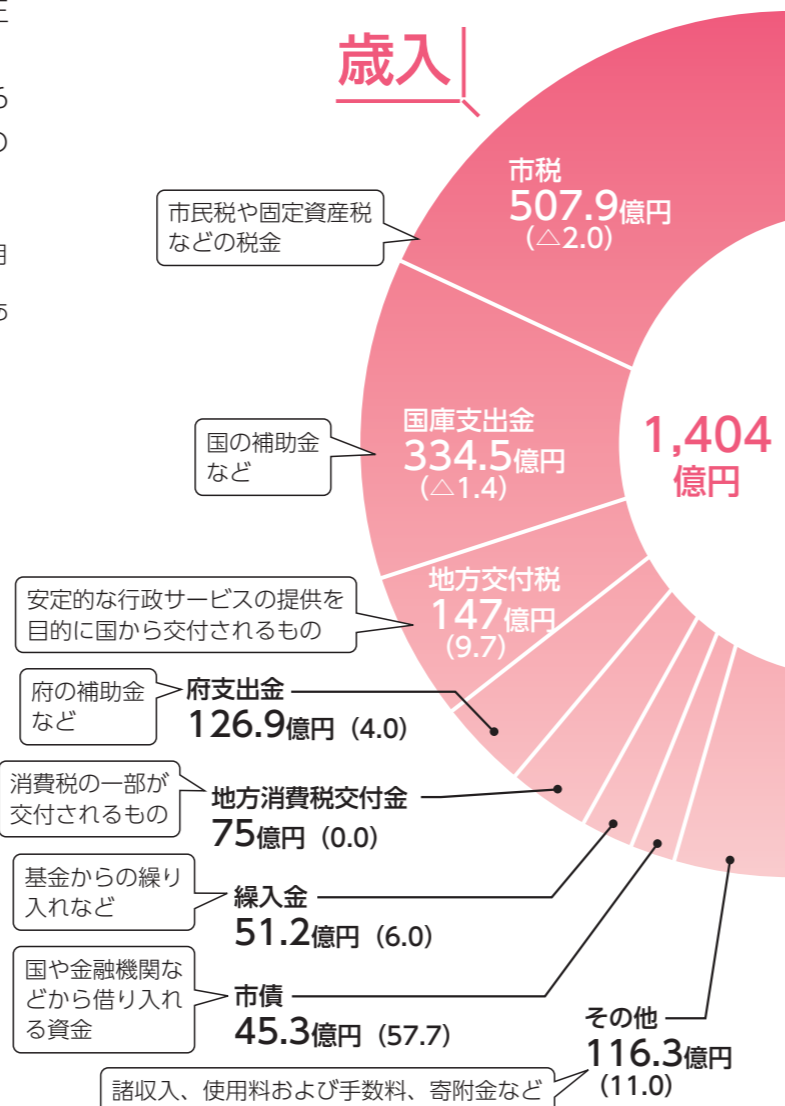
会計別	予算額	増減率 (%)
一般会計	1,404億1,099万円	2.5
特別会計	1,112億8,518万円	0.2
国民健康保険特別会計	355億 209万円	△3.7
介護保険特別会計	360億 735万円	8.1
後期高齢者医療特別会計	79億 318万円	10.8
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	2億2,631万円	13.6
財産区会計	45億3,880万円	△0.8
下水道等事業会計	137億6,179万円	0.8
自動車運送事業会計	48億 372万円	5.2
水道事業会計	85億4,193万円	△20.6
合計	2,516億9,617万円	1.5



一般会計予算を市民1人当たりで計算すると…総額 405,329円



※令和6年2月29日現在の人口（346,412人）で計算



歳入

市税が減
地方特例交付金が増



歳入では、国による定額減税の影響で個人市民税が6.7%減となるなど、市税全体で2%減の10億1,185万円の減額を見込んでいます。この影響額については、国から全額が補填(ほてん)されるため、地方特例交付金は、総額で14億8,220万円の増額を見込んでいます。

歳出

総務費・民生費で増
衛生費で減



歳出では、物価高騰対策としての給付金事業などにより総務費が59億3,717万円の増額、民生費が児童手当の改正などにより22億5,020万円の増額となる見込みです。衛生費は、新型コロナワクチン接種が全額公費負担ではなくなるなどから、44億1,596万円の減額を見込んでいます。

みらい創生のまちづくり

安心と希望を次世代に
高槻の成長へ予算を編成



予算編成では、高槻の輝く未来を創造する右記の3つの柱を掲げ、安心と希望を次世代に引き継ぎ、高槻をさらに成長させていくための施策を盛り込みました。

今後、生産年齢人口の減少や公共施設の老朽化への対応などにより、厳しい財政運営が想定されます。引き続き、健全財政を堅持しながら、市民サービスの向上、さらに高槻を「日本の高槻」へと飛躍させるため、次世代への積極投資、成長基盤の強化を進めます。

高槻の輝く未来を創造する3つの柱

- 成長基盤の強化
- 次世代への積極投資
- 健全財政の堅持



「大阪の高槻」から
「日本の高槻」へ

クビアカツヤカミキリ 被害の防止に助成

農林緑政課/Tel.674-7402



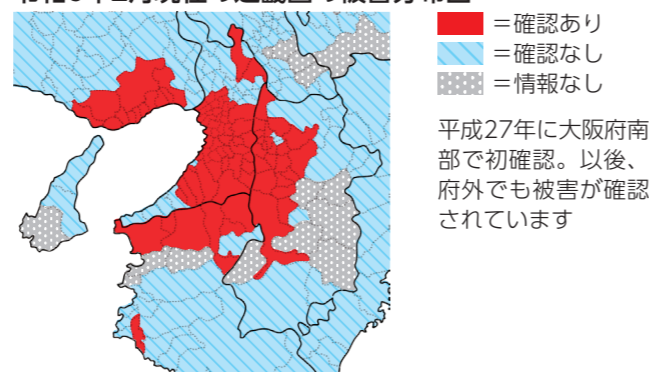
強い繁殖力で近畿に急拡大 サクランボなど樹木が枯死

サクランボやウメなどのバラ科の樹木を食い荒らし、枯死させる特定外来生物・クビアカツヤカミキリの被害が広がっています。

市内では令和3年に、被害が初めて確認されました。また、令和6年2月時点で府内22自治体で被害を確認（右図）。繁殖力が強く、被害を食い止めることの難しさがかがえます。

このまま拡大が続くと、市内のサクランボの名所や並木が消失してしまう恐れがあります。

令和6年2月現在の近畿圏の被害分布図



国立環境研究所・生物侵入データベースより抜粋・改変

クビアカツヤカミキリの特徴

成虫

- ・体長2～4cmほど
- ・体は黒く光沢があり、胸部が赤い
- ・成虫の活動時期は6～8月
- ・生涯に約1,000個産卵

※画像提供：埼玉県環境科学国際センター



幼虫

- ・サクランボなどの内部を主に食害
- ・幼虫1匹の食害範囲が広い
- ・フラス（木くずや糞の混合物）を樹木から排出（右写真）
- ・樹木内で2～3年かけて成長し、6月以降に成虫に



樹木の所有者は対策を 費用の支援制度を創設

大切なサクランボやウメなどが、被害を受ける前に対策を進めましょう。主な方法として次の①～③があります。

①ネット巻き

成虫の産卵防止と、万が一、既に被害があった場合の他の樹木への拡散を防止します。

②薬剤の樹幹注入

薬剤を樹木内に行き渡らせ、侵入した幼虫を駆除します。薬剤の効果は枝葉まで及びます。

③薬剤の散布

樹皮に複数回散布し、樹皮付近の幼虫を駆除します。薬剤の効果は散布範囲に限られます。

※いずれもクビアカツヤカミキリの侵入や被害を完全に防止するものではありません。ネットの素材や巻き方、樹種ごとに使用できる薬剤などについては、農林緑政課まで

支援の対象は①ネット巻き②薬剤の樹幹注入

対策のうち、樹木への①ネット巻きと②薬剤の樹幹注入に対する助成金制度を創設しました。被害を受けていない樹木への影響を最小限に抑えるため、助成金を活用して対策をしてください。

申込順300本

助成 上限10,000円/本（上限5本/件）

対象 被害を受けていないサクランボ・ウメ・モモ・スモモを所有する人など

申込 5/27(月)～12/27(金)に 窓 で

※作業着手前の申請と実施後の報告が必要。その他要件あり



ネット巻きの例

もし見かけたら・・・ 一人一人の協力が必要です

市内全域で被害の「早期発見」と徹底した「早期対策」が必要です。被害拡大防止へのご協力をお願いします。

POINT

・フラスを発見したら市に通報

幹や根本にフラスがたまっている木は、幼虫による食害を受けています。見つけたときは、すぐに農林緑政課まで通報してください。



・成虫はその場で駆除

クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運ぶことは、外来生物法により禁止されています。必ずその場で、踏みつぶすなどして駆除してください（人体への害はありません）。

令和7年度市職員採用試験 事務系・大学卒

人事企画室/Tel.674-7333



あなたの熱意を高槻のみらいに

第1次試験は「基礎能力検査」と「事務能力検査」を実施。公務員試験対策が不要で、民間企業を志望している人でも受けやすい試験内容です。

自分と高槻のみらいを切り開く熱意のある人の応募をお待ちしています。募集要項あり。

令和5年度採用職員の声



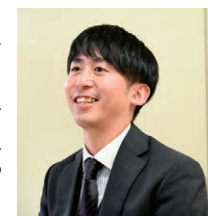
竹下結花さん
保育幼稚園事業課

園児たちの元気な声に励みに

民間保育所などへ給付金や補助金を支給する仕事をしています。法律などを読み込んで、分かりやすく説明できるよう心掛けています。職場の隣から聞こえてくる園児たちの元気な声に励みになります。

新しい仕事もチャレンジしやすい

家屋を評価して、固定資産税を算定するのが主な仕事です。現場で市民とやりとりすることが多く、とてもやりがいを感じています。先輩が丁寧に教えてくれるので、新しい仕事にもチャレンジしやすいです。



北村航大さん
資産税課

※市ホームページに先輩5人の座談会を掲載

太陽光発電施設設置に関する 市条例制定 施行は7月から

環境政策課/Tel.674-7486



無秩序な施設設置を未然に防ぐ 事業者は届け出と住民説明が必要に

太陽光発電施設は、気候変動対策の一つとして重要ですが、大規模な施設が無秩序に設置されると、自然・生活環境、景観などに大きな影響を与え、土砂災害の原因になる場合もあります。

そのため市は「太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例」を制定。対象となる施設の設置者（事業者）は条例に基づく手続をしなければなりません。

対象の施設

- ①事業区域の面積が10,000㎡以上
- ②事業区域の面積が500㎡以上で、市が指定する保全すべき区域を含む場合

※建築物への設置は除く



事業者に求められる主な手続き

①市との事前協議

市と事前協議を行い、事業計画の内容が施設設置基準を満たしているかなどを確認します。

②近隣関係者への説明

近隣関係者への説明会を開催し、意見に対して協議。自治会などと協定を締結します。



③届け出

工事着手日の60日前までに、市に事業計画などを届け出る必要があります。

適切な手続きをしない事業者には、市が指導・助言を行い、期間を定めて手続きするよう勧告します。従わない場合、法人名と代表者名、所在地などを公表します。